



福県医発第2781号(地)

平成24年 3月 1日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する
省令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会を通じて別添のとおり通知が参りました。

本件は、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第19号）が、平成24年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されるというものです。

今回の改正は、屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業においても、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、屋外におけるアーク溶接作業を粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）の規定が適用される粉じん作業とし、また両者を呼吸用保護具の使用を要する作業とするものです。

つきましては、本件について、貴会会員等に対する周知方につきまして貴職のご高配をお願い申し上げます。

なお、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部改正は、別添2の新旧対照表のとおりです。

記

1. 粉じん障害防止規則の一部改正について

屋外において金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん障害防止規則第23条（休憩設備）の規定が適用になるものであること。

2. じん肺法施行規則の一部改正について

事業者は、常時アーク溶接する作業を行う労働者のうち、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法（昭和35年法律第30号）に定める健康診断を実施し、これらの者に関するじん肺法施行規則第37条に定める健康管理実施状況報告を提出する必要があること。

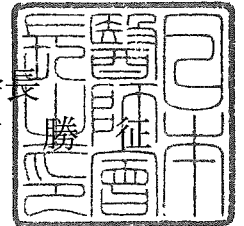
なお、改正省令によって新たにじん肺健康診断実施の対象となる労働者に対する、じん肺法第7条に規定する就業時健康診断の実施は、改正省令が施行される日の3か月程度までの期間に行うべきものであること。

日医発第1096号（地Ⅱ245）

平成 24 年 2 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長
原 中 勝 征



粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する
省令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

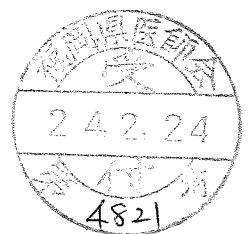
このたび標記の件につきまして、別添1のとおり厚生労働省労働基準局長より本職あてに、周知方の協力依頼がありました。

本件は、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第19号）が、平成24年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されるというものです。

今回の改正は、屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業においても、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、屋外におけるアーク溶接作業を粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）の規定が適用される粉じん作業とし、また両者を呼吸用保護具の使用を要する作業とするものです。

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部改正は、別添2の新旧対照表のとおりです。

これらの改正により、屋外において金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん障害防止規則第23条（休憩設備）の規定が適用になります。



また、事業者は、常時アーク溶接する作業を行う労働者のうち、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法（昭和35年法律第30号）に定める健康診断を実施し、これらの者に関するじん肺法施行規則第37条に定める健康管理実施状況報告を提出する必要があります。

なお、改正省令によって新たにじん肺健康診断実施の対象となる労働者に対する、じん肺法第7条に規定する就業時健康診断の実施は、改正省令が施行される日の後3か月程度までの期間に行うべきものであるとしています。

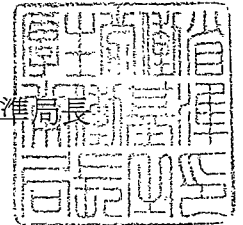
本件の趣旨をご理解の上、貴会会員等に対する周知方につきまして貴職のご高配をお願い申し上げます。



基 発 0 2 0 7 第 2 号
平 成 2 4 年 2 月 7 日

(社) 日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正
する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第19号）が本日に公布され、平成24年4月1日から施行されることとなったところです。

今回の改正は、屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業においても、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、屋外におけるアーク溶接作業を粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）の規定が適用される粉じん作業とし、また両者を呼吸用保護具の使用を要する作業とするものです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項について、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 粉じん障害防止規則の一部改正について

(1) 別表第1関係

金属をアーク溶接する作業については、改正前の別表第1第20号において「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おいて行うも

のに限って粉じん作業として定められていたが、今般、同号の業務よりアーク溶接する作業を削除し、新たに第20号の2として「金属をアーク溶接する作業」を加えたことで、屋外において行う場合にまで粉じん作業の範囲を拡大したものであること。

これにより、屋外において金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん障害防止規則第23条（休憩設備）の規定が適用になるものであること。

（2）別表第3関係

ア 手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業について（第4号関係）

呼吸用保護具の使用が必要な「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」については、「屋内又は坑内に」おいて行うものに限られていたが、屋外において行う場合にまで範囲を拡大したものであること。

なお、「可搬式動力工具」には、一箇所に継続して据え置かず場所を移動させながら使用するため、粉じん発生源に対する発散抑止措置を講ずることが困難な自動穿孔機等の機械を含むものであること。

イ 金属をアーク溶接する作業について（第14号関係）

呼吸用保護具の使用が必要な「金属をアーク溶接する作業」については、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おいて行うものに限られていたが、屋外において行う場合にまで範囲を拡大したものであること。

（3）所要の改正について

これまで平仮名表記としていた語句の一部について、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に合わせ、漢字表記に書き換えたものであること。

2 じん肺法施行規則の一部改正について

（1）別表関係

金属をアーク溶接する作業については、改正前の別表第20号において「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おいて行うものに限って粉じん作業として定められていたが、今般、同号の業務よりアーク溶接する作業を削除し、新たに第20号の2として「金属をアーク溶接する作業」

を加えたことで、屋外において行う場合にまで粉じん作業の範囲を拡大したものであること。

これにより、事業者は、常時金属をアーク溶接する作業を行う労働者のうち、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法（昭和35年法律第30号）に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第37条に定める健康管理実施状況報告を提出する必要があること。

なお、改正省令によって新たにじん肺健康診断実施の対象となる労働者に対する、じん肺法第7条に規定する就業時健康診断の実施は、改正省令が施行される日の後3か月程度までの期間に行うべきものであること。

（2）様式第8号関係

これまで、改正前の別表第20号に該当する業務を行う場合には、粉じん作業コード「200」を記入することとしていたが、平成24年12月31日時点分の報告からは、改正後の別表第20号に該当する業務（「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業」）を行っている場合には、新設の粉じん作業コード「201」を、新設の別表第20号の2に該当する業務（「金属をアーク溶接する作業」）を行っている場合には、新設の粉じん作業コード「202」を、改正後の別表第20号及び新設の別表第20号の2の業務を行っている場合には、両方の作業コードを記入するべきものであること。

（3）所要の改正について

1（3）と同じ。

別添2

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
（設備による注水又は注油をする場合の特例） 第三条 次に掲げる作業を設備による注水又は注油をしながら行う場合には、当該作業については、次章から第六章までの規定は適用しない。 一 別表第一第三号に掲げる作業のうち、坑内の、土石、岩石又は鉱物（以下「<u>鉱物等</u>」という。）をふるい分ける場所における作業 二 （略） 三 別表第一第七号に掲げる作業のうち、<u>研磨材</u>を用いて動力により、岩石、<u>鉱物若しくは金属を研磨し</u>、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業 四 別表第一第八号に掲げる作業のうち、次に掲げる作業 イ 鉱物等又は炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）を動力によりふるい分ける場所における作業 ロ （略） 五 （略） （特定粉じん発生源に係る措置） 第四条 事業者は、特定粉じん発生源における粉じんの発散を防止するため、次の表の上欄に掲げる特定粉じん発生源について、それぞれ同表の下欄に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。 特定粉じん発生源 措置	（設備による注水又は注油をする場合の特例） 第三条 次に掲げる作業を設備による注水又は注油をしながら行う場合には、当該作業については、次章から第六章までの規定は適用しない。 一 別表第一第三号に掲げる作業のうち、坑内の、土石、岩石又は<u>鉱物（以下「<u>鉱物等</u>」という。）をふるいわけ</u>る場所における作業 二 （略） 三 別表第一第七号に掲げる作業のうち、<u>研ま材</u>を用いて動力により、岩石、<u>鉱物若しくは金属を研まし</u>、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業 四 別表第一第八号に掲げる作業のうち、次に掲げる作業 イ 鉱物等又は炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）を動力によりふるいわけ<u>る場所</u>における作業 ロ （略） 五 （略） （特定粉じん発生源に係る措置） 第四条 事業者は、特定粉じん発生源における粉じんの発散を防止するため、次の表の上欄に掲げる特定粉じん発生源について、それぞれ同表の下欄に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。 特定粉じん発生源 措置

一 別表第二第一号に掲げる箇所（ <u>衝撃式削岩機</u> を用いて掘削する箇所に限る。）	当該箇所用いる <u>衝撃式削岩機</u> を湿式型とすること。
二 別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げる箇所（別表第二第一号に掲げる箇所にあつては、 <u>衝撃式削岩機</u> を用いて掘削する箇所を除く。）	湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
三・四 （略）	（略）
五 別表第二第六号、第八号及び第十四号に掲げる箇所（別表第二第八号に掲げる箇所にあつては、アルミニウムはくを破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所に、同表第十四号に掲げる箇所にあつては、砂を再生する箇所に限る。）	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。
六 （略）	（略）
七 別表第二第八号に掲げる箇所（アルミニウムはくを破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所を除く。）	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。 三 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
八・十 （略）	（略）

（研削といし等を用いて特定粉じん作業を行う場合の適用除外）
 第八条 第四条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、適用しない。この場合において、事業者

一 別表第二第一号に掲げる箇所（ <u>衝撃式さく岩機</u> を用いて掘削する箇所に限る。）	当該箇所用いる <u>衝撃式さく岩機</u> を湿式型とすること。
二 別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げる箇所（別表第二第一号に掲げる箇所にあつては、 <u>衝撃式さく岩機</u> を用いて掘削する箇所を除く。）	湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
三・四 （略）	（略）
五 別表第二第六号、第八号及び第十四号に掲げる箇所（別表第二第八号に掲げる箇所にあつては、アルミニウムはくを破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所に、同表第十四号に掲げる箇所にあつては、砂を再生する箇所に限る。）	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。
六 （略）	（略）
七 別表第二第八号に掲げる箇所（アルミニウムはくを破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所を除く。）	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。 三 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
八・十 （略）	（略）

（研削といし等を用いて特定粉じん作業を行う場合の適用除外）
 第八条 第四条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、適用しない。この場合において、事業者

は、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を、坑内作業場にあつては換気装置による換気を実施しなければならない。

一・二 (略)

三 ふるい面積が七百平方センチメートル未満のふるい分け機を用いて特定粉じん作業を行う場合

四 (略)

(湿式型の衝撃式削岩機の給水)

第十五条 事業者は、第四条の規定により設ける湿式型の衝撃式削岩機については、当該衝撃式削岩機に係る特定粉じん作業が行われている間、有効に給水を行わなければならない。

(局所排気装置等の定期自主検査)

第十七条 (略)

2 事業者は、前項の局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 局所排気装置

イ (略)

ロ ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態

ハ ダクトの接続部における緩みの有無

ニへ (略)

二 プッシュプル型換気装置

イ (略)

ロ ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態

ハ ダクトの接続部における緩みの有無

ニへ (略)

は、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を、坑内作業場にあつては換気装置による換気を実施しなければならない。

一・二 (略)

三 ふるい面積が七百平方センチメートル未満のふるいわけ機を用いて特定粉じん作業を行う場合

四 (略)

(湿式型の衝撃式さく岩機の給水)

第十五条 事業者は、第四条の規定により設ける湿式型の衝撃式さく岩機については、当該衝撃式さく岩機に係る特定粉じん作業が行われている間、有効に給水を行わなければならない。

(局所排気装置等の定期自主検査)

第十七条 (略)

2 事業者は、前項の局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 局所排気装置

イ (略)

ロ ダクト及び排風機における粉じんのたい積状態

ハ ダクトの接続部におけるゆるみの有無

ニへ (略)

二 プッシュプル型換気装置

イ (略)

ロ ダクト及び排風機における粉じんのたい積状態

ハ ダクトの接続部におけるゆるみの有無

ニへ (略)

三 除じん装置

イ (略)

ロ 内部における粉じんの堆積状態

ハ ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

ニ・ホ

3 (略)

別表第一

一・一の二 (略)

二 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。)

三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ (略)

ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業

三の二・五の二 (略)

五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業

六 (略)

七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)

三 除じん装置

イ (略)

ロ 内部における粉じんのたい積状態

ハ ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等のゆるみの有無

ニ・ホ

3 (略)

別表第一

一・一の二 (略)

二 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。)

三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ (略)

ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業

三の二・五の二 (略)

五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業

六 (略)

七 研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)

八 鋳物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。

九・十二（略）

十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ・ロ（略）

十四（略）

十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く。）。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。

十六・十七（略）

十八 粉状の鋳物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鋳さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

十九 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業
二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業

二十の二 金属をアーク溶接する作業

二十一・二十二（略）

八 鋳物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけける場所における作業を除く。

九・十二（略）

十三 陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研ま材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ・ロ（略）

十四（略）

十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く。）。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。

十六・十七（略）

十八 粉状の鋳物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鋳さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

十九 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破碎する作業
二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業

（新設）

二十一・二十二（略）

二十三 長大ずい道（じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）別表第二十三号の長大ずい道をいう。別表第三第十七号において同じ。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業

別表第二

一（略）

二 別表第一第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所

三（略）

六 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所

七 別表第一第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所

八 別表第一第八号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所

九（略）

十四 別表第一第十五号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所

十五（略）

二十三 長大ずい道（じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）別表第二十三号の長大ずい道をいう。別表第三第十七号において同じ。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業

別表第二

一（略）

二 別表第一第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわけける箇所

三（略）

六 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研ま材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所

七 別表第一第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研ま材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所

八 別表第一第八号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわけける箇所

九（略）

十四 別表第一第十五号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所

十五（略）

別表第三

一 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式削岩機を用いて掘削する作業

一の二 (略)

二 別表第一第二号から第三号の二までに掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）

二の二、三の三 (略)

四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる作業

五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業

六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。）を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する作業

七・八 (略)

九 別表第一第十三号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又は窯の内部に立ち入る作業

十 (略)

十一 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋳ばり等を削り取る作業

十二 (略)

別表第三

一 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式さく岩機を用いて掘削する作業

一の二 (略)

二 別表第一第二号から第三号の二までに掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）

二の二、三の三 (略)

四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる作業

五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研ま材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業

六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研ま材を用いたものに限る。）を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する作業

七・八 (略)

九 別表第一第十三号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又はかまの内部に立ち入る作業

十 (略)

十一 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、型ばらし装置を用いないで、砂型をこわし、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋳ばり等を削り取る作業

十二 (略)

十三 別表第一第十八号に掲げる作業のうち、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した銚さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業

十四 別表第一第十九号から第二十号の二までに掲げる作業
十五、十六 (略)

十七 別表第一第二十三号に掲げる作業のうち、長大ずい道の内部において、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める作業

十三 別表第一第十八号に掲げる作業のうち、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した銚さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業

十四 別表第一第十九号及び第二十号に掲げる作業
十五、十六 (略)

十七 別表第一第二十三号に掲げる作業のうち、長大ずい道の内部において、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める作業

改正	現行
別表 一・一の二（略） 二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。） 三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。） 。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業 ハ 設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業 三の二、五の二（略） 五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業 六（略） 七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業	別表 一・一の二（略） 二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。） 三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。） 。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわけける場所における作業 ハ 設備による注水をしながらふるいわけける場所における作業 三の二、五の二（略） 五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業 六（略） 七 研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業

を除く。

八 鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。

。）又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業

ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業

ハ（略）

九 十二（略）

十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ・ロ（略）

十四（略）

十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。

十六・十七（略）

十八 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

十九 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は

を除く。

八 鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。

。）又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわけける場所における作業

ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるいわけける場所における作業

ハ（略）

九 十二（略）

十三 陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ・ロ（略）

十四（略）

十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。

十六・十七（略）

十八 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

十九 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又

耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業
二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業

二十の二 金属をアーク溶接する作業

二十一・二十二 (略)

二十三 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業

二十四 石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業
二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業

(新設)

二十一・二十二 (略)

二十三 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業

二十四 石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業